

平成28年9月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成28年9月28日(水) 午前9時00分～11時45分まで
出席委員	(10人) 1番：鎌田勝敏 2番：工藤久美子 3番：関谷幸市 5番：押川和夫 8番：堀田計一 10番：後藤ミホ 11番：西 和浩 12番：久保一美 13番：坂本康充 14番：澁谷浩一
欠席委員	(2人) 6番：山田秋吉 7番：田中俊二
出席職員	事務局長：押川道彦 専門監：三隅秀俊 主事：濱砂裕紀
会議録署名委員	13番：坂本 康充 14番：澁谷 浩一
議事日程	平成28年9月29日(水) 1日間
報告	(1) 9月の行事報告について (2) 農地転用事前報告(4件) (3) 農家相談日結果報告について(0件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約書の提出について(2件) ② 農地法第5条に基づく許可指令書の返戻について(1件) ③ 農地相談員の活動について ④ その他
会議事件	議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第37号 非農地証明願の承認について 議案第38号 農用地利用集積計画(所有権設定)について 議案第39号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 議案第40号 木城町の定める農業振興地域整備計画中の農用地区域計画に係る意見を求める件について
議長(会長) 鎌田 勝敏	ただ今から平成28年9月期の総会を開会いたします。 本日の本会議の出席委員は12名中10名が出席ですので、総会は成立しています。 議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、13番：坂本委員と14番：澁谷委員にお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅専門監と濱砂主事を指名いたします。 それでは、本会議に入ります。 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>資料の9ページをお願い致します。議案36号農地法第3条の規定による許可申請の承認について</p> <p>受付番号20番 譲渡人M・T 譲受人N・S 土地表示 大字高城字木寺 地番〇〇番 地目 田 地積3,943㎡ 他1筆 合計 田2筆 8,689㎡ 移動区分 売買 売買価格 全部で3,475,600円 経営状況 家族数4 労働力4 経営面積892㎡ 家畜ブロイラー90万羽 移動の理由 規模拡大 担当委員は3番関谷委員です。新規でございます。場所につきましては、11ページに添付しております。</p> <p>受付番号21番 譲渡人 N・N外3名 譲渡人 N・K 土地表示 大字高城字木寺 地番〇〇番 地目 畑 地積697㎡ 外1筆 合計 畑2筆 1,047㎡ 移動区分 贈与 借賃又は売買価格 無償譲渡 経営状況 家族数4 労働力1 経営面積5,802㎡ 家畜なし 移動の理由 規模拡大 担当は3番関谷委員です。新規でございます。場所につきましては12ページに添付しております。</p> <p>受付番号22番 譲渡人H・S 譲受人H・T 土地表示 大字高城字菌田 地番〇〇番 地目 田 地積986㎡ 移動区分 贈与 借賃又は売買価格 無償 経営状況3 労働力1 経営面積20,298㎡ 家畜なし 移動の理由 贈与 担当は8番堀田委員です。新規でございます。場所につきましては、13ページに添付しております。</p> <p>受付番号23番 譲渡人 N・H 譲受人H・T 土地表示 大字高城字下鶴河原 地番〇〇番 地目 田 地積525㎡ 他2筆 合計 田3筆 2,105㎡ 移動区分 売買 売買価格 全部で900,000円 経営状況 家族数3 労働力2 経営面積42,198㎡ 家畜なし 移動の理由 規模拡大 担当は1番鎌田会長でございます。新規でございます。場所につきましては、14、15ページに添付しております。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号20番、21番につきまして担当の3番関谷委員から説明をお願い致します。</p>
<p>(3番) 関谷 幸市</p>	<p>受付番号20番につきましては、譲渡人M・Tさんの田を譲受人N・Sさんが買いたいという事です。田の規模拡大をしたいという譲受人の希望でございまして、経営面積892㎡を町外に所有しており、今回8,689㎡を取得するという事で、5,000㎡を超えております。ご審議をお願い致します。</p> <p>受付番号21番につきましては、譲渡人N・Nは県外にお住まいでして、4名の方の共有地となっておりますが、みんな要らないということで、欲しい方</p>

<p>(3番) 関谷 幸市</p>	<p>に譲渡したいと8月頃から話が出ておりました。受け手を探しておりましたが、見つからず親戚である譲受人N. Kさんに譲渡するという事になりました。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号22番につきまして、担当の8番堀田委員に説明をお願い致します。</p>
<p>(8番) 堀田 計一</p>	<p>譲渡人H. Sさんはこれまで耕作されておまして、今回贈与という事です。特に問題はないと思われまます。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号23番につきましては、私からご説明申し上げます。 町外の譲受人H. Tさんが以前から田を探されておりました。昨年も譲渡人N. Hさんから田を購入されています。また、譲渡人N. Hさんから相談がありまして、農地を売りたいとのこと。譲渡人N. Hさん自身の利便性のない田は手放したい印象を受けました。運動公園の西側の田ですが、2枚になっていて中に用水路があるため1枚の田にはなりません。小畝まちだからN. Hさんはもう耕作しないと言われていました。また、県道沿いの田ですが、Y. Mさんと契約をしたばかりですが、そこについても売りたいとのことで、そのことをH. Tさんに伝えた所、H. Tさんは、現在の契約の期間についてはY. Mさんが耕作され、それ以降について自分がつくることかまわないとのことでY. Mさんに話され、Y. Mさんもそれで了承されたとのこと。譲渡人N. Hさんにつきましては売れる時に売りたいとのことでした。ご審議をお願いします。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは議案36号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。ただいまから質疑をお受けいたします。挙手の上、受付番号を言われてから質疑をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 専門監</p>	<p>受付番号20番につきまして補足致します。移動の理由が規模拡大とありますが、果樹(柿やミカン)の植栽をされるとのことで譲受人N. Sさんが仰っています。</p>
<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>受付番号23番について、譲受人H. Tさんが去年購入されている田は、現在までロータリーもされていません、耕作されていない状況で、今回また新規で田を購入されるという事ですが、本当に耕作されるのか疑問です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>譲受人H. Tさんについて昨年購入された農地について未だ耕作されていない状況にありますが、自分で耕作されると本人が仰っていますので信用するし</p>

議長（会長） 鎌田 勝敏	かないと思っています。本件につきましも経過を見ていき状況次第で指導していくしかないと考えています。
(11番) 西 和浩	受付番号 20 番の確認ですが、購入される土地については果樹園にされるということですが、購入される方は、H養鶏業者とは関係はないのでしょうか。
(事務局) 専門監	H養鶏業者の経営者と同じです。
(10番) 後藤 ミホ	受付番号 20 番について、果樹を植栽するための規模拡大の購入との事ですが、後からブロイラーの鶏舎を建てるとなったら、農地法上の制約はあるのでしょうか。
(事務局) 専門監	鶏舎を建てる場合は、会社法人で建てる場合は 5 条申請、譲受人本人が建てる場合は 4 条申請の転用申請が必要になります。今回は農地の売買となっております。
(議長) 会長 鎌田 勝敏	他にございませんか。 (質疑・意見なし) 質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第 3 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号 20 番、21 番、22 番、23 番一括でお諮り致します。 この案件につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 3 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について受付番号 20 番、21 番、22 番、23 番につきまして承認可決と致します。
(議長) 会長 鎌田 勝敏	つづきまして、議案第 3 7 号非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読・説明をお願い致します。
(事務局) 事務局長	それでは資料の 1 6 ページをお願い致します。 受付番号 8 番 申請人 T. Y 土地表示 大字高城字東雲山 地番〇〇番 地目 登記地目 田 現況 山林 面積 447 m ² 事由 耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等）が計画されていない土地のうち次のいずれかの要件を満たしている。 (ア) その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>(イ) (ア) 以外の場合にあって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合</p> <p>担当委員は8番堀田委員です。場所につきましては、18~19ページに添付しております。</p> <p>受付番号9番 申請人M. T 土地表示 大字高城字木寺 地番〇〇番 地目 登記 畑 現況 山林 面積1,793㎡ 事由は受付番号8番と同じです。担当委員は3番関谷委員です。場所につきましては、20~21ページに添付しております。</p> <p>受付番号10番 申請人M. K 土地表示 大字高城字木寺 地番〇〇番 地目 登記地目 畑 現況 山林 面積1,685㎡ 他1筆 合計畑2筆 2,903㎡ 事由は前の受付案件と同じです。担当委員は3番関谷委員です。資料は22~23ページに添付しております。</p> <p>受付番号11番 申請人O. M 土地表示 大字高城字寺尾 地番〇〇番 登記地目 畑 現況 山林 面積88,502㎡ 事由 前の受付案件と同じ 担当委員は14番澁谷委員です。資料は24~25ページに添付しております。説明は以上です。</p>
<p>(事務局) 濱砂 主事</p>	<p>プロジェクターを使用し、写真説明</p>
<p>(議長) 会長 鎌田 勝敏</p>	<p>写真説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願い致します。受付番号8番につきまして、8番堀田委員お願い致します。</p>
<p>(8番) 堀田 計一</p>	<p>受付番号8番について、写真説明にもあったように山中に切り拓いた田という感じで、山林の北側になり、耕作しても作物ができないということで何年も耕作されていない状況です。山林化しています。ご審議宜しくお願い致します。</p>
<p>(議長) 会長 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号9番、10番につきまして3番関谷委員お願い致します。</p>

<p>(3 番) 関谷 幸市</p>	<p>受付番号9番、10番について、写真を見ていただいた通り、かなり激しく山林化している所です。現状では耕作困難だと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
<p>(議長) 会長 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号11番につきまして、14番澁谷委員説明をお願い致します。</p>
<p>(14番) 澁谷 浩一</p>	<p>受付番号11番について、写真を見ていただきましたが、私自身、随時見てきた場所です。山砂利を取った後、田として復元されておりましたが、最初の年はなんとか作付け出来て収穫もある程度あったと思いますが、山を切った跡ということで、鹿、猪、猿の鳥獣害被害が多くかなり苦労されておりました。その後、次第に耕作をされなくなり荒廃しました。今後、農地として継続するとなるとかなりの労力がかかるところで、作物の生産性は低いだろうと思われます。農地の半分は当時ミカン山の状態で、そこに木が生えて山林化している状態です。ご審議宜しくお願ひ致します。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第37号非農地証明願ひの承認について、受付番号8番、9番、10番、11番につきまして一括で質疑をお受けしたいと思ひます。質疑のある方は、挙手の上、受付番号を言われて質疑をお願い致します。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑・意見がないようですので、お諮りしたいと思ひます。議案第37号 非農地証明願ひの承認についてであります。受付番号8番、9番、10番、11番の申請につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第37号非農地証明願ひの承認について受付番号8番、9番、10番、11番につきまして承認可決と致します。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第38号農用地利用集積計画 (所有権移転) についてであります。事務局長の説明と朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>資料の26ページをお願い致します。</p> <p>整理番号1 受付番号19番 移動区分 売買 譲受人S. T 譲渡人N. Y 土地表示 大字高城字下小坪 地番〇〇番 地目 田 地積2,038㎡ 他2筆 合計田3筆5,444㎡ 利用目的飼料作物 売買 価格全部で2,722,000円 支払方法 口座払い 移転時期 支払期限 引渡時期 2016年10月31日 担当委員は14番澁谷委員です。場所につきましては、27ページに添付してありま</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>す。</p> <p>整理番号2 受付番号20番 移動区分 売買 譲受人S. T 譲渡人K. K 土地表示 大字高城字下小坪 地番〇〇番 地目 田 地積879㎡ 売買価格 全部で350,000円 支払方法 口座払い 移転時期 支払期限 引渡時期2016 年10月31日 担当委員は14番澁谷委員です。場所につきましては、28ペー ジに添付してあります。</p> <p>整理番号3 受付番号21番 移動区分 売買 譲受人S. T 譲渡人H. S 土地表示 大字高城字下小坪 地番〇〇番 地目 田 地積1,076㎡ 利用目 的 飼料作物 売買価格 全部で538,000円 支払方法 口座払い 移転時期 支払期限 引渡時期 2016年10月31日 担当委員は14番澁谷委員です。場 所につきましては、29ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号19番、20番、21番につきまして担当委員14番澁谷委員 に説明をお願い致します。</p>
<p>(14番) 澁谷 浩一</p>	<p>受付番号19番、20番、21番につきまして譲受人は全てS. Tさんですので まとめて説明します。受付番号19番につきましては、以前から譲渡人N・Yさ んの農地を譲受人が耕作しておりまして、去年ごろから買ってほしいとの話が 出ておりました。しかし、ここは水はけが悪く、購入するかどうかをかなり考 えていらっしまったようです。その後、産業振興課に問合せたところ、ここは 農地中間管理事業の区域内になっており、暗渠排水や畦をとる事業が活用でき ることがわかり、形状の悪い譲渡人N. Yさんの農地の横が受付番号21番の譲 渡人H. Sさんの田でして、ここがH. Hさんが耕作されていたのですが、H. Hさんが譲って下されば事業を活用して購入しても良いという話をしたとこ ろ、H. HさんがいいですよとのことでH. Sさんと合意解約をし農地を返す ことに承諾され、S. Tさんが事業を活用し農地を1枚にするためまとめて購 入するというので今回の運びになりました。受付番号19番のうち1筆に隣接 した農地が、受付番号20番の譲渡人K. Kさんの農地です。この土地は以前か ら荒れておりまして、譲受人S. Tさんが隣接した農地を耕作されているので、 先日お願いして、K. Kさんの農地も復元していただき、耕作してもらって います。K. Kさんも、農地を買ってほしいと要望されていました。受付番号19 番のN・Yさんの話がある前は、狭く、農地中間管理事業であげようと思っ ていた農地でした。今回N・Yさんの話があり、購入してほしいということに なり、こちら1枚にできることになりました。K. Kさんの場合は全部で350,000 円と比較すると少々安いのですが、もともと荒れた農地を復元してもらったと いうことでこの金額となっています。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>説明が終わりましたので、受付番号19番、20番、21番につきまして、質疑 をお受け致します。質疑がある方は挙手をお願い致します。</p>

<p>(12 番) 久保 一美</p>	<p>27 ページの図面ですが、航空写真と図面上の耕作地が合わないようですが、これは図面上濃い線で囲われた所だと思うんですが、どのような状態で耕作されているのでしょうか。</p>
<p>(14 番) 澁谷 浩一</p>	<p>実際耕作されているのは、航空写真の色が変わっている所になります。耕作地は真っ直ぐ線を引いた所となります。</p>
<p>(12 番) 久保 一美</p>	<p>境界線はこのままでいいのですか。</p>
<p>(14 番) 澁谷 浩一</p>	<p>今回、所有者がS. Tさんとなり 1 枚の農地にされますので境界については問題ないと思います。</p>
<p>(12 番) 久保 一美</p>	<p>了解しました。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>(他に質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、お諮り致します。議案第 3 8 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) についてであります。受付番号 19 番、20 番、21 番の申請につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので議案第 3 8 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について受付番号 19 番、20 番、21 番承認可決と致します。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、議案第 3 9 号農用地利用集積計画 (利用権設定) についてであります。事務局長の朗読・説明をお願い致します。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>資料の 30 ページをお願い致します。</p> <p>整理番号 1 受付番号 25 番 移動区分 賃貸借 譲受人N. H 譲渡人H. M 土地表示 大字高城字駄留 地番〇〇番 地目 畑 地積 322 m² 他 1 筆 合計 2 筆 522 m² 利用目的 露地野菜 始期 2016 年 10 月 11 日～終期 2021 年 10 月 10 日 (5 年間) 10a 当り借賃 粃 20 k g 経営面積 1.8ha 家族数 2 稼働労働力 2 担当委員は 3 番関谷委員です。新規です。場所につきましては、32 ページに添付してあります。</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>整理番号2 受付番号26番 移動区分 賃貸借 譲受人S. Y 譲渡人I. Y 土地表示 大字椎木字牧ノ内 地番〇〇番 地目 畑 地積2,083㎡ 他1筆 合計 畑2筆 4,099㎡ 利用目的 露地野菜 始期2016年10月11日～終期2021年10月10日(5年間)借賃 全部で24,000円 経営面積4.4ha 家族数4 稼働労働力2 担当委員は10番後藤委員です。新規です。場所につきましては、33ページに添付してあります。</p> <p>整理番号3 受付番号27番 移動区分 賃貸借 譲受人H. H 譲渡人H. S 土地表示 大字高城字下小坪 地番〇〇番 地目 田 地積942㎡ 他3筆 合計 田4筆 3,071㎡ 利用目的 稲作 始期2016年10月11日～2020年7月9日(3年間)借賃 全部で15,000円 経営面積1.8ha 家族数3 稼働労働力2 担当委員は14番澁谷委員です。場所につきましては、34ページに添付しております。先ほどの議案38号農用地利用集積計画(所有権移転)受付番号21番で所有権移転がありました関係で、契約内容の一部変更ということで挙がっております。契約農地が所有権移転の関係で1筆減となっております。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号25番につきまして、3番関谷委員の説明をお願い致します。</p>
<p>(3番) 関谷 幸市</p>	<p>32ページを見ていただきますと判ると思いますが、広域農道から谷内へ行く所の道沿いになります。譲受人N. Hさんが、2枚畑を借り、露地栽培をしたいとのことです。ご審議よろしくお願い致します。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に、受付番号26番について10番後藤委員の説明をお願い致します。</p>
<p>(10番) 後藤 ミホ</p>	<p>譲受人S. Yさんが以前から畑を探されておられました。そこで13番坂本委員のお世話で、譲渡人I. Yさんの畑を借りることになりました。詳細につきましては13番坂本委員に補足説明をお願いします。</p>
<p>(13番) 坂本 康充</p>	<p>場所は資料の33ページになりますが、牧ノ内公民館から高鍋方面よりになります。</p> <p>全部で4反ありますが、上の部分は段になっておりその上の山林の木の影になるため、耕作はされず下の部分の3反でジャガイモ等を作りたいとのことです。借地料につきましては、全部で4反程ありますが、契約額は実際耕作される3反分で1反当り8,000円で計算し全部で24,000円で契約をされるとのことです。以上です。</p>

<p>(議長) 会長 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして、受付番号 27 番につきまして、14 番澁谷委員の説明をお願い致します。</p>
<p>(14 番) 澁谷 浩一</p>	<p>議案第 38 号受付番号 21 番の所有権移転の案件で農地 1 筆を売られた関係で、前契約より 1 筆少なくなっています。全体で契約を結んでおられたため、1 筆について H. S さんが売られるとのことで一度全部合意解約され残りについて前の契約を踏襲することでお互いに合意されています。前の契約においては全部で 20,000 円という契約でしたので、1 筆分を除いた残り全部で 15,000 円ということで、今回、再設定されています。ご審議よろしくお願い致します。</p>
<p>(議長) 会長 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので質疑を受け付けます。質疑のある方は受付番号を言ってから質疑に入ってください。</p>
<p>(8 番) 堀田 計一</p>	<p>受付番号 27 番につきまして、田の中に道路が通っているように見えるのですが、面積はこのままでいいのでしょうか。</p>
<p>(事務局) 専門監</p>	<p>本件の農地につきましては、用水路の関係で、測量が予定されております。その時に正確な面積は出ると思いますが、現段階での面積は、以前契約していた所の 1 筆を抜いた残りの面積です。契約については、以前の面積と期間を踏襲していますので契約更新の扱いで考えております。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、お諮り致します。議案第 39 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) についてであります。受付番号 25 番、26 番、27 番の申請につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ですので議案第 39 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について受付番号 25 番、26 番、27 番は承認可決と致します。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>続きまして、議案第 40 号農業振興地域整備計画中の農用地区域計画に係る意見についてであります。事務局長の朗読・説明をお願い致します。</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>資料の36ページをお願い致します。木城町の方から農業振興地域に関する整備に関する法律、施行、規則第3条の2、第1項の規定により農業振興地域整備計画中の農用地区域計画に係る件につきまして農業委員会に意見を求められています。</p> <p>番号1 変更内容 農振編入 事業計画者 S. E 申請位置 大字高城字外堀 地番〇〇番 面積139㎡ 地目 畑 外7筆 合計 田7筆 畑1筆 合計8筆 4,335㎡ 変更理由 多面的機能支払事業の計画地となっており、一体的な事業を推進する上で必要であるため 資料につきましては37～38ページに添付しております。37ページは事業計画書、38ページは場所についての資料です。</p> <p>番号2 変更内容 農振除外 事業計画者 A. H 申請位地 大字椎木字下中原 地番〇〇番 面積58㎡ 地目畑 変更理由 一般住宅への進入路を確保するため、当該地を農用地区域から除外する 備考 農地転用許可の見込みあり 資料につきましては、39～42ページに添付しております。以上です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第40号につきまして、質疑・意見等ございましたら挙手をお願いします。</p>
<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>今回、白地の農地を農振地に編入することについて地権者は、同意されているのでしょうか。多面的機能支払事業の計画に一部入っている農地でないと補助事業の対象にならないから農業振興地域整備計画に編入をとの事だと思のですが、メリットとデメリットがあると思います。一度編入すると白地に戻すのは困難になります。本件の農地は白地のままでいいのではないか思うのですが。</p>
<p>(事務局) 専門監</p>	<p>農振地の編入の申請については、ご本人から農業振興地域整備計画に編入依頼の申請が挙がっております。本人了承済みです。</p>
<p>(12番) 久保 一美</p>	<p>青地と白地の意味をご本人が理解されているのでしょうか。 青地に変更後、白地に変更することはできないから難しいと思いますが。</p>
<p>(事務局) 専門監</p>	<p>ご本人への説明は産業振興課から十分されていると思います。</p>
<p>(8番) 堀田 計一</p>	<p>多面的機能支払事業をするためには農業振興地域の農用地にしなければならないのでしょうか。白地のままではダメなのでしょうか。</p>

<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>対象地になるには、青地にしないといけないです。農業振興地域整備計画については県との協議になります。農業委員会としましては、町産業振興課からこの計画の変更について意見が求められておりますので、こちらで出た意見を勘案し、農業委員会としての意見を添えて町産業振興課に回答しなければなりません。</p>
<p>(事務局) 専門監</p>	<p>農業振興地域整備計画は町の計画となります。本来、農振地に編入するかどうかは町の判断になりますが、編入に際し、問題・意見等があれば、農業委員会として意見書を添えて町長へ回答することとなります。今回意見を求められている農地は、農振地に隣接している農地であり本人からの申請も挙がってきておりますので特に問題はないと思います。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>他に「質疑・意見」のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、意見は無いようですので「意見なし」といくことで回答させていただきます。</p> <p>以上で本会議を終了致します。</p>
<p>協議会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 10月の行事予定について 2 全国農業新聞の普及推進の取り組みについて 3 その他
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、平成28年9月期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>